



新潟県公報

令和2(2020)年
3月27日(金)
号 外
第 18 号

目 次

人事委員会

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定…………… 1

人事委員会

新潟県人事委員会規則第三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を次のように定める。

令和二年三月二十七日

新潟県人事委員会委員長 五 家 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年新潟県条例第八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の額並びに給与及び費用弁償の支給方法に關し必要な事項を定めるものとする。

(月額により定める報酬の額)

第二条 条例第三条第二項の人事委員会規則で定める額は、採用に係る第一号職員(条例第二条に規定する第一号職員をいう。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員(職員の給与に関する条例(昭和二十七年新潟県条例第一号。以下「給与条例」という。)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。)(以下「職務同一等職員」という。)に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第一号職員の通常の勤務時間に応じて任命権者が定める額とする。

(日額又は時間額により定める報酬の額等)

第三条 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める額は、職務同一等職員に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額とする。

2 日額又は時間額により定める報酬の額は、同一又は類似の職務に従事する他の第一号職員との権衡を考慮して前項に規定する額を任命権者が定める一月当たりの職員の勤務時間で除して得た額を基礎として、任命権者が定めるところにより算出した額とする。

(地域手当に相当する報酬)

第四条 第一号職員に対する地域手当に相当する報酬の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、地域手当に相当する報酬を支給する第一号職員は、報酬が月額により定められる第一号職員とするものとする。

(超過勤務手当に相当する報酬)

第五条 第一号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、再任用短時間勤務職員(給与条例第六条の二に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)の例による。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当に相当する報酬)

第六条 宿日直手当に相当する報酬は、第一号職員に対し、給与条例の適用を受ける職員の例に準じて任命権者がその勤務の内容に応じて定める額を支給する。

(夜勤手当に相当する報酬)

第七条 第一号職員に対する夜勤手当に相当する報酬の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当た

りの報酬の額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給に相当する報酬)

第八条 第一号職員に対する休日給に相当する報酬の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、勤務一時間につき支給する休日給に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(期末手当を支給しない第一号職員)

第九条 条例第四条第一項の人事委員会規則で定める第一号職員は、その者の任期が六月以上であり、かつ、一週間当たりの通常の勤務時間が三十時間以上である第一号職員(報酬が月額により定められるものに限る。)以外の第一号職員とする。

(第一号職員の期末手当の額)

第十条 第一号職員の期末手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第一号職員の期末手当に係る在職期間(給与条例第二十条第二項に規定する在職期間をいう。第十九条において同じ。)は、条例の適用を受ける第一号職員として在職した期間(任命権者が定める期間に限る。)とするものとする。

(給料の額)

第十一条 条例第六条第一項の人事委員会規則で定める額は、採用に係る第二号職員(条例第二条に規定する第二号職員をいう。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれと同一又は類似の職務に従事する職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものをいう。)に適用される行政職給料表に定める号給の給料月額に相当する額を基礎として、当該第二号職員の通常の勤務時間に応じて任命権者が定める額とする。

(地域手当)

第十二条 第二号職員に対する地域手当(次項において「地域手当」という。)の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 地域手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。

(通勤手当)

第十三条 第二号職員に対する通勤手当(以下この条において「通勤手当」という。)の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。ただし、通勤手当に係る支給単位期間(給与条例第十二条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)は、一月とし、通勤手当の支給については、第二号職員として採用された日の属する月から開始するものとし、通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合にあっては、その事実の生じた日の属する月から支給額を改定するものとする。

2 通勤手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、運賃等相当額(給与条例第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額をいう。)及び自動車等(給与条例第十二条第一項第二号に規定する自動車等をいう。)に係る通勤手当の額は、任命権者が定めるところにより算出した額とするものとする。

(超過勤務手当)

第十四条 第二号職員に対する超過勤務手当(次項において「超過勤務手当」という。)の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 超過勤務手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する超過勤務手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(宿日直手当)

第十五条 宿日直手当は、第二号職員に対し、給与条例の適用を受ける職員の例に準じて任命権者がその勤務の内容に応じて定める額を支給する。

(夜勤手当)

第十六条 第二号職員に対する夜勤手当(次項において「夜勤手当」という。)の支給については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 夜勤手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する夜勤手当の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(休日給)

第十七条 第二号職員に対する休日給(次項において「休日給」という。)の支給については、給与条例の適

用を受ける職員の例による。

- 2 休日給の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、勤務一時間につき支給する休日給の額の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額は、第二十一条の規定により算出した額とするものとする。

(期末手当を支給しない第二号職員)

第十八条 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める第二号職員は、その者の任期が六月以上である第二号職員以外の第二号職員とする。

(第二号職員の期末手当の額)

第十九条 第二号職員の期末手当の額は、給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、第二号職員の期末手当に係る在職期間は、条例の適用を受ける第二号職員として在職した期間(任命権者が定める期間に限る。)とするものとする。

(給与の減額)

第二十条 会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例の適用を受ける職員の例により、その勤務しない一時間につき次条の規定の例により算出した勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額等の算出)

第二十一条 条例第三条第六項の規定により支給する超過勤務手当に相当する報酬、夜勤手当に相当する報酬若しくは休日給に相当する報酬の額の算出に係る勤務一時間当たりの報酬の額及び条例第七条の規定により支給する超過勤務手当、夜勤手当若しくは休日給の額の算出に係る勤務一時間当たりの給与額は、それぞれ第一号職員又は第二号職員について、第二条若しくは第三条第二項又は第十一条に規定する額を基礎として、当該第一号職員又は第二号職員の通常の勤務時間に応じて勤務一時間当たりの額として任命権者が定めるところにより算出した額とする。

(支給方法)

第二十二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の給料及び旅費支給の例による。ただし、会計年度任用職員の給与(期末手当を除く。)及び通勤のための旅行に要する費用弁償の支給日は、その月の翌月の十五日(その日が職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)第一条の二各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に定める日)とするものとする。

(雑則)

第二十三条 この規則により難い事情があると認められるときは、任命権者は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第二項に規定する条例の施行の日から条例の適用を受けることとなるものの受ける報酬の月額額は、条例第三条の規定に基づいて支給されることとなる報酬の額に十二を乗じて得た額と条例第四条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額とを合計した額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とし、同項に規定する条例の施行の日の前日において受けていた報酬の月額額は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十三号)の規定に基づいて条例の施行の日の前日において受けていた報酬の月額に二十九分の三十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- 3 条例附則第二項に規定する差額に相当する額を加算した額を報酬として支給されることとなる会計年度任用職員に対し、令和二年六月に支給する期末手当に係る当該会計年度任用職員の在職期間については、第十条ただし書及び第十九条ただし書の規定にかかわらず、六月とみなす。